

# 宮崎県建築士会(仮称)茶間倶楽部の 発足と入会について(ご案内)

令和6年6月 発起人一同

令和6年6月に、宮崎県建築士会のシニア会員の有志によるクラブの発足について  
那須会長、巢山総務委員長からご承諾いただきました。  
今のところ、「(仮称)茶間倶楽部(ちゃのまクラブ)」としています。

建築士の会員で、建築に関する経験が豊富で、時間にゆとりのある  
(概ね65才以上)の方を対象とし、  
建築士会本会の活動を支援しつつ、自主研修会等の事業や懇親会を通して、  
お互いに交流を深め、個々の品位の向上や建築士会の発展に  
つなげていくことを目的としています。

この会は建築士会の規約等に拠るものではなく、建築士会内の有志の会としています。  
この会に役員を設けますが、事業実施は会員が自主的に世話人となって、  
ボランティア精神により自由に企画していただくことを考えています。  
詳細は建築士会のホームページに掲載していますのでご覧ください。

なお、令和6年夏に設立総会を開催すべく、入会のご案内と設立準備をしていますので、  
趣旨に賛同し入会される方は、設立総会への参加もお願いいたします。

## 過去に学び 未来を創る



### 入会の申込方法

入会を希望される方は、下記のメールアドレスあてに、  
件名に「建築士会(仮称)茶間倶楽部入会申込」と書いて、  
次の事項を記載のうえ送信してください。

記載事項： 氏名(ふりがな)、生年月日、所属支部名、  
メールアドレス、携帯電話番号(任意)

あて先：[info@miyazaki-aba.or.jp](mailto:info@miyazaki-aba.or.jp)

発起人：伊藤信繁、河野秀親、後藤和生、松下 宏、松竹昭彦

## (仮称) 宮崎県建築士会 茶間倶楽部規約 (案)

### (名称)

第1条 本会は、一般社団法人宮崎県建築士会（以下、「建築士会」という。）に関連する任意団体とし、(仮称) 宮崎県建築士会 茶間倶楽部（以下、「本会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本会は、建築に関する経験が豊富で、時間にゆとりのある建築士会の会員が、懇親会や見学・研修会等の事業を通して、お互いに交流を深め、個々の品位の向上や建築士会の発展につなげていくことを目的とする。

### (会員)

第3条 本会の会員（以下、「本会員」という。）は、建築士会の会員で概ね65才以上の者とする。

2 本会の趣旨に賛同し入会しようとする者は、入会申込書を提出しなければならない。

3 本会員が本会を退会したとき、または建築士会を退会したときは、会員資格を喪失する。

### (事業)

第4条 本会の目的を達成するために、事業を行うことができる。

2 事業の実施は、本会員が自主的に世話人となって行うことを基本とする。

3 事業の案内、連絡等は原則としてメール又はSNSで行うものとする。

### (運営)

第5条 本会を運営するために、次の役員と役員会を置く。

部長 1名

幹事 10名以内

2 部長は、本会員の互選により選出し、役員会の議長となる。

3 幹事は、部長が会員の中から指名する。

4 役員の任期は1年間とする。ただし再任は妨げない。

5 本会の事務局は、宮崎市に置く。

### (会議)

第6条 総会は毎年度1回開催し、本会の事業計画、予算及び役員選任について審議する。

2 役員会は毎年度2回以上開催し、本会の運営及び事業実施について協議する。

### (経理)

第7条 本会の入会金及び年会費は、当分の間は徴収しないものとする。ただし、事業を実施する場合は必要に応じて参加費や負担金等を徴収することができる。

### (会則の改正)

第8条 この規約を改正するときは、役員会の議決を経て総会に報告しなければならない。

### 附則

この規約は、令和6年〇月〇日から施行する。